

事例項目	地縁団体認可にあたって、必要書類として提出された規約の中に総会定足数の規定がないことを認識していなかったことについて
事例発生日等	平成21年（2009年）6月12日
担当課	地域振興課（現 地域活動課）
事例概要	<p>①地方自治法及び地方自治法施行規則の規定に基づく地縁による団体の認可の事務について定めた「門真市地縁団体認可事務取扱要領」を平成19年（2007年）施行し、「地縁団体認可申請の手引き」を作成した。</p> <p>②地方自治法の一部改正により、平成20年（2008年）12月、上記要領と手引きを一部改正した。</p> <p>③平成21年（2009年）5月26日、宮前町自治会から添付書類とともに申請書が提出され、6月12日門真市で初めて地縁団体として認可された。</p> <p>④平成23年（2011年）に起きた自治会館用地所有権移転登記にかかる民事裁判の経過の中で自治会規約の中に総会の定足数の規定がないことが判明した。</p> <p>⑤平成24年（2012年）5月17日、認可申請した際提出された自治会会則の中に自治会総会の定足数の規定がないことについて議員から指摘を受け、当時の職員に確認したが、提出書類として問題はないものとして処理し、定足数がないことを認識していなかった。</p>
	当時の対応
発生原因	○地縁団体認可申請のための必要書類として規約は添付されていたが、市が作成した「地縁団体認可申請の手引き」の自治会のモデル規約と照らし合わせることをしなかったため、総会の定足数の規定がないことを認識しなかったことによる。
再発防止対策	○市が自治会を地縁団体として認可する場合は、添付書類の内容を入念にチェックするとともに、自治会が適切な運営を確保していただくために運営形態を明確にすることは必要なことから、規約等の内容の整備を図っていただくよう助言する。
その他	
添付資料	【資料(2)－42－1】 平成24年（2012年）第2回定例会一般質問議事録抜粋